

日本外交文書

大正十年 第三冊 上卷

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定し、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 对中国関係事項

(三) 主として欧洲大戦戦後処理、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等を行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等特別な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正十年の本書は同年中に展開された欧洲大戦戦後処理事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また中国関係文書は専ら第二冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

目次

一	同盟及聯合國ト勃洪各国トノ平和条約批准關係一件……………	一頁
	附 米國ノ対独平和条約批准拒否問題關係……………	一〇
二	同盟及聯合國ト土国トノセーヴル条約軍事条項等実施竝 希土両国間調停問題ニ関スル件……………	二八
三	國際聯盟理事会ニ関スル件(第十二回乃至第十五回)……………	四七
四	上部シレジア問題一件……………	七六
五	第二回國際聯盟總會ニ関スル件……………	一二三
六	常設國際司法裁判所裁判官選舉ニ関スル件……………	一八二
七	ヤップ島ノ地位及旧独逸海底電線処分問題一件……………	二三八
八	赤道以北旧独逸領諸島委任統治ニ関スル件……………	四五六
九	國際聯盟ニ於ケル軍備制限問題ニ関スル件……………	五二五

(以上 上卷)

- 一〇 对独平和条約ノ賠償条項実施ニ関スル件
 - 附 山東鉄道及鈺山竝ヤップ島海底電線賠償問題
 - 一一 バルセロナ国際交通會議ニ関スル件
 - 一二 独国ノ对独平和条約違反ニ関スル件
 - 一三 日英同盟協約更新ニ関スル交渉一件
 - 一四 シペリア及東支兩鉄道管理ニ関スル交渉一件
- 附録 日本外交文書大正十年第三冊(上下卷) 日附索引

(以上 下卷)

事項一 同盟及聯合國ト勃洪各国トノ平和条約批准關係一件

附 米國ノ对独平和条約批准拒否問題關係

一 三月三日 内田外務大臣ヨリ
原内閣總理大臣宛

对勃平和条約御批准方上奏案ニ関スル件

附屬書 右上奏案

和二機密送第二三三號

对勃平和条約御批准ノ件

大正八年十一月二十七日仏蘭西國「ヌイイー、シュール、セーヌ」ニ於テ帝國全權委員ノ同盟及聯合國全權委員並勃爾牙利國全權委員ト共ニ署名調印シ羅馬尼亞國全權委員ノ同年十二月九日ノ宣言書ニ依リ加入シタル平和条約及附屬議定書添附別紙ノ通上奏致候間可然御取計相成度此段申進候也

追而為御參考前記平和条約ノ正文及訳文各四通添附候也

註 添附セラレタル左記文書ヲ省略ス

記

- 一、批准用謄本ノ副本
- 二、普通ノ正文英仏文
- 一 同盟及聯合國ト勃洪各国トノ平和条約批准關係一件 一

三、訳文(和文記入ノ附函ヲ添フ)

(附屬書)

对勃平和条約御批准方上奏ノ件

上奏案

大正八年十一月二十七日仏蘭西國「ヌイイー、シュール、セーヌ」ニ於テ帝國全權委員ノ同盟及聯合國全權委員並勃爾牙利國全權委員ト共ニ署名調印シ羅馬尼亞國全權委員ノ同年十二月九日ノ宣言書ニ依リ加入シタル平和条約及附屬議定書御批准相成候様致度右平和条約及附屬議定書奉供欽閱候別紙御批准案相添此段謹テ奏ス

大正十年三月三日

外務大臣伯爵 内田康哉

(別紙)

御批准案

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝(御名)
此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕大正八年十一月二十七日仏蘭西國「ヌイイー、シュール